

関ヶ原町農地利用最適化推進委員の推薦・応募要項

1 趣旨

関ヶ原町農地利用最適化委員（以下「推進委員」という。）の任期満了に伴い、推薦及び応募により次のとおり推進委員を募集します。

2 募集人員

3名

3 応募資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。

ただし、推進委員選任予定日において、次のいずれかに該当する方には資格がありません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- 4) 関ヶ原町の一般職の職員

※住所要件は、問いません。

4 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

再任されることを妨げません。

5 任務

- 農地の利用について最適化を推進するための現場活動を行っていただきます。
- 月1回平日に開催される定例総会に出席し、農地利用の最適化に関する活動について報告等をしていただきます。
- 農業委員が行う、遊休農地の発生防止・解消活動、農地利用状況調査にご協力いただきます。
- 農地利用の最適化を図るため、農地所有者と担い手間の調整を行っていただきます。
- 農業委員会が定めた指針に従い、農地中間管理機構との連携に努めていただきます。
- 年数回平日に開催される各種研修会や大会に参加していただきます。
- 地域計画の実行に向け、各地区の検討会において中心的な役割を担い、タブレット端末を活用した利用意向調査等を行っていただきます。
- 上記を含めた最適化活動を月10日以上行い、活動記録簿を提出していただきます。
(1日当たりの時間は問いません。)

6 義務

推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様です。

7 報酬

「関ヶ原町非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給します。

8 募集期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日（火）

午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※ 土日祝祭日は除きます。

9 募集方法

募集は、農業者（※1）や農業者が組織する団体等その他の関係者（以下「法人又は団体」という。※2）による推薦又は推進委員になろうとする者本人からの応募により行います。農業者や法人又は団体による推薦者は、複数名の候補者を推薦することができるものとします。

推薦及び応募は下記の該当する様式（※3）に必要な事項を記入し提出するものとします。

①個人が推薦する場合	農地利用最適化推進委員候補者推薦書（一般推薦書）（様式第1号）
②団体等が推薦する場合	農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦書）（様式第2号）
③本人が応募する場合	農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）

※1 農業者個人からの推薦の場合は、町内に住所を有する農業者2名以上の連署による推薦とし、推薦者の人数が2名に満たない場合は受理できません。

※2 「法人または団体」とは、規約または定款があり代表者が定められているものをいいます。

※3 様式は、関ヶ原町農業委員会事務局（関ヶ原町役場2階産業建設課内）に備え付けるほか、関ヶ原町ホームページからダウンロードできます。

10 提出方法と提出先

募集期間内に、関ヶ原町農業委員会事務局（関ヶ原町役場2階産業建設課内）に持参するか、郵送により提出してください。郵送の場合は締切日必着とします。

1.1 推薦・応募状況の公表

推薦・応募状況の状況は、募集期間の期間中及び期間終了後に、関ヶ原町ホームページで公表します。推薦書及び応募申込書に記載された事項のうち、住所、生年月日及び連絡先を除くすべての事項が公表となります。

1.2 選考方法

農業委員会総会において、推薦・応募用紙の記載内容について審査を行い、候補者の評価を行います。

1.3 選考結果の通知

選考結果は、候補者に対し郵送で通知します。候補者以外の応募者への通知は行いません。

1 4 委嘱

1 2 の評価の結果に基づき、農業委員会が推進委員を委嘱します。

1 5 その他

- (1) 推薦者は、本要項の趣旨、推進委員の任務、その他記載事項について被推薦者に説明してください。
- (2) 提出された書類等は、選考のために使用し、それ以外の目的に使用しません。
- (3) 提出された書類等は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- (4) 提出された書類等に、虚偽の記載があることが判明した場合は、推進委員就任後であっても任命を取り消す場合があります。
- (5) 選考結果について、電話等での問い合わせにはお答えできません。
- (6) 推進委員は、農業委員と兼務することはできません。
- (7) 農業委員会から推進委員の委嘱を受けられた方は、町広報紙に氏名等を掲載しますので、予めご了承ください。

1 6 問い合わせ先

関ヶ原町役場産業建設課内 関ヶ原町農業委員会事務局

所在 〒503-1592 関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58

電話 0584-43-3054 (直通)